

○鳥取県防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第15条第8項の規定に基づき、鳥取県防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の数)

第2条 法第15条第5項第5号から第8号までに掲げる委員の数は、60人以内とする。
(昭41条例6・昭49条例17・平元条例25・平11条例32・平24条例57・一部改正)

(委員の任期)

第3条 法第15条第5項第6号から第8号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
2 前項の委員は、再任されることができる。
(平24条例57・一部改正)

(幹事)

第4条 防災会議に、幹事を置き、その数は、60人以内とする。
2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。
3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。
(昭41条例6・一部改正)

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
4 部会長は、部会の事務を掌理する。
5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。
(昭41条例6・全改)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年条例第6号)

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年条例第25号)

1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例の施行の日以後平成3年7月31日までの間に任命される委員(鳥取県防災会議条例第3条第1項ただし書に規定する補欠の委員を除く。)の任期は、同項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則(平成11年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。